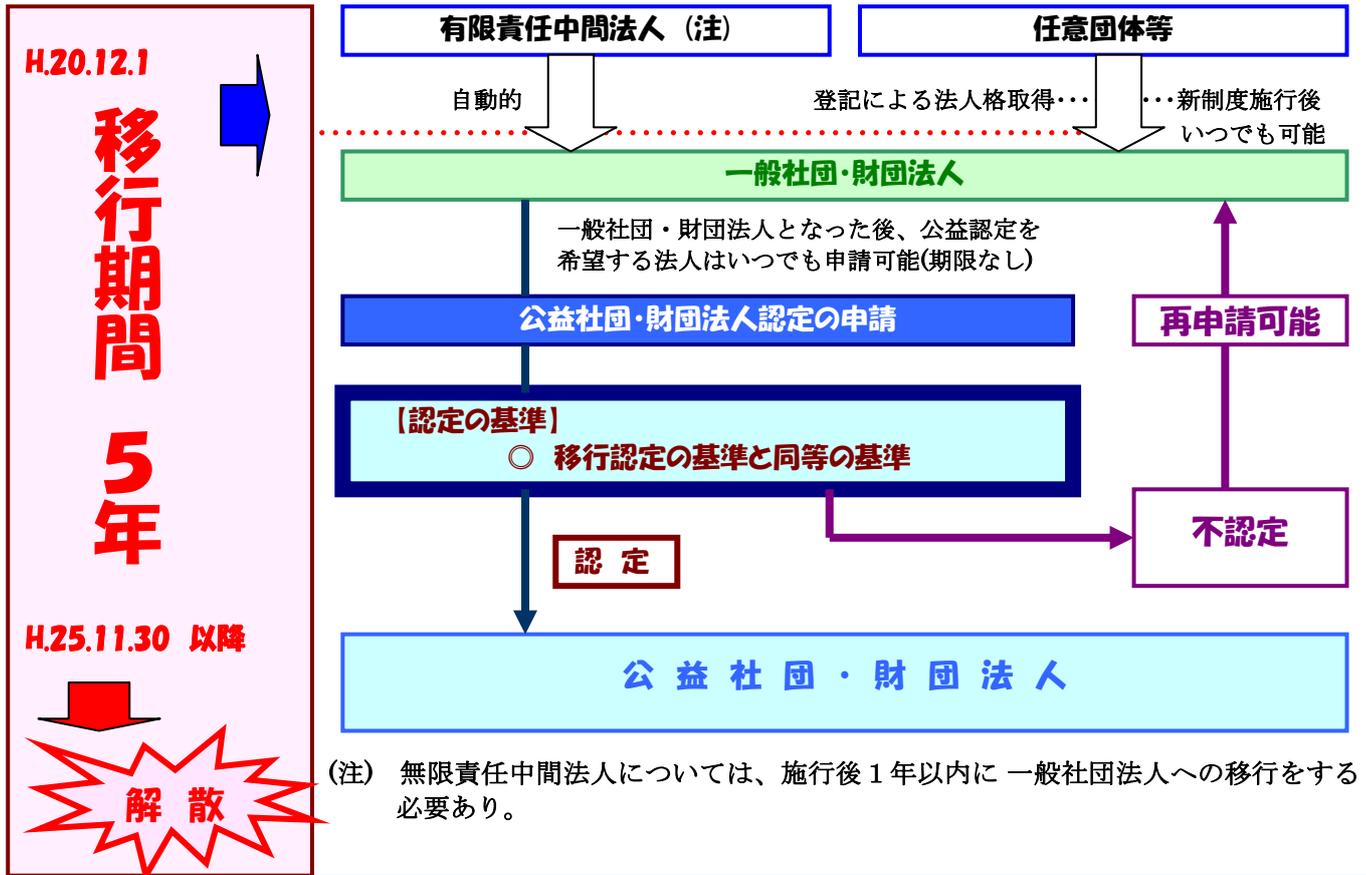


再掲・・・会報 JAMT Vol.14 No,8<平成 20 年 8 月 1 日号>

◆公益社団・財団法人は「民による公益の増進」に寄与する民間非営利部門の重要な主体である。一般社団・財団法人も「民による公益の増進」に担い手として期待されている。有限責任中間法人は、新制度の施行と同時に一般社団法人となる。法人格を持たない任意団体等も新制度においては登記のみで法人格の取得(一般社団・財団法人)が可能となる。一般社団・財団法人は期間の限定なくいつでも公益認定の申請を行える。



公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(移行法人)と従来の公益法人の比較表

	特例民法法人	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
要件	—	法人及び認可法に適合していること。公益認可等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。	法人法に敵していること。公益目的支出計画が適正かつ確実であること。公益認可等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。
事業等	適法であれば制限なし。従来の主務官庁に認められた事業に限る。	公益目的事業比率を 50/100 以上にするなど公益認定基準を遵守し実施することが必要。事業内容の変更は、変更の認可が必要となる場合がある。	公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要。それ以外は法人の創意工夫により公益的事業はもとより柔軟な事業の展開が必要。
監督等	従来の主務官庁により監督が行われる。	公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取り消しがある。	原則、法人の自主的運営が可能。公益目的支出計画実施中は、毎事業年度行政庁に対して実施報告する必要がある。公益目的支出計画が終了すれば、報告も不要となる。
税制	従来と同様の措置。	法人税において収益事業のみに課税(認定法上の公益目的事業と認められれば非課税)。特定公益増進法人に該当。	非営利性が徹底された法人等は、法人税において、収益事業のみに課税。登録免許税及び受取利子等による源泉所得税の課税。それ以外の法人は、普通法人と同等の課税。

※ 従来の公益法人

新しい公益法人制度の詳細は

<http://www.cao.go.jp/picc/index.html>